

# 業務指示書

## スリランカ国橋梁維持管理能力向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年12月1日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の回員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：橋梁維持管理にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／橋梁維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：橋梁維持管理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 橋梁点検】

- 1) 類似業務の経験：橋梁点検に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(LKR1 = 0.834 円, US\$1 = 109.06 円, EUR1 = 137.52 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：12月17日(水) 12:00～14:00

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/橋梁維持管理計画  
橋梁点検

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

41.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月9日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表  
スリランカ国橋梁維持管理能力向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／橋梁維持管理計画	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 橋梁点検	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. プロジェクトの背景

スリランカには全国の国道に約 4,200 の橋梁があり、道路開発庁（RDA: Road Development Authority）の道路建設維持管理部（MM&C: Maintenance, Management & Construction Division）が、技術部（ES: Engineering Service Division）の技術的な支援を受けながら、簡易な点検や清掃、補修工事等、一定の橋梁維持管理業務を行っている。

橋梁の状態に着目すると、全体的に経年劣化・損傷が進行しつつあるが、RDA によると 2010 年時点で橋歴 50 年を超える橋梁が全体の 42% を占め、さらに 2020 年には橋歴 50 年以上の橋梁の占める割合は 60% にまで増加する見込みとなっている。我が国をはじめとする先進国のこれまでの知見から、橋梁は建設後約 50 年を経過すると劣化が加速的に進行し維持管理予算が増大することが判明しており、スリランカにおいても効果的な維持管理方法を検討・確立することが急務である。このため、橋梁維持管理政策を実施するための枠組みとして、維持管理の組織体制・予算配分計画・技術力の組織的な向上が必要であるとともに、分析を行うための橋梁維持管理データベースの改善、橋梁の点検・補修工事等の橋梁維持管理実務の手引きとなるマニュアル類の整備、職員の技術力向上が求められている。

上記を踏まえ、スリランカ政府は、RDA の橋梁維持管理能力を向上させるための技術協力を 2013 年 7 月に我が国に要請した。これを受け、JICA は 2014 年 2 月に詳細計画策定調査を行い、要請内容の確認及び必要な協力内容を検討・整理し、協議を行った上で、本プロジェクトの枠組みについて合意文書（R/D: Record of Discussions）を 2014 年 9 月に締結し、今般実施の運びとなったものである。

なお、我が国は「対スリランカ国別援助方針」（2012 年）における重点分野のひとつとして「経済成長の促進」を挙げており、国内の物流の改善を目的とする運輸インフラの整備を強化することとしている。また、JICA 国別分析ペーパーにおいても、高い経済成長達成には民間セクターによる投資拡大が必要であり、そのために良質なインフラの整備が不可欠であると分析、国内のコネクティビティの強化と人とモノの流れを効率化することが経済活動促進には不可欠であるところ、「運輸インフラネットワークの強化プログラム」を重点分野の一つとして位置づけている。運輸インフラの中でも投資規模の大きな道路橋梁という社会資本の維持管理能力向上を図る本プロジェクトは、これら方針・分析と合致している。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

橋梁維持管理能力向上プロジェクト

#### (2) 上位目標

スリランカ全土における RDA が管理する橋梁の維持管理業務が改善する。

#### (3) プロジェクト目標

RDA の橋梁維持管理能力が向上する。

#### (4) 期待される成果

成果 1：橋梁維持管理政策が作成される。

成果2：RDA 本部及び地方事務所 (PD、CE、EE) の組織体制が再構築される。

成果3：橋梁点検及び橋梁診断マニュアルが改訂される。

成果4：橋梁マネジメントシステム (BMS) が構築される。

成果5：セミナーや OJT を通じて、RDA 本部及び地方事務所職員 (モデル州) の技術的な基礎知識が深まる。

※PD: Province Director, CE: Chief Engineer

EE: Executive Engineer, OJT: On the Job Training

## (5) 活動の概要

### 【橋梁維持管理政策の作成】

活動1-1 既存の橋梁維持管理組織体制をレビューし、分析する。

活動1-2 橋梁維持管理政策 (案) を作成する。

活動1-3 橋梁維持管理政策を RDA 本部及び地方事務所で共有する。

### 【RDA 組織体制の再構築】

活動2-1 RDA 本部及び地方事務所の維持管理に関する役割と責任をレビューし、議論した上で役割・責任 (案) を作成する。

活動2-2 RDA 本部と地方事務所の橋梁維持管理手順をレビューし、議論した上で橋梁維持管理手順 (案) を作成する。

活動2-3 維持管理体制に必要な人員計画 (案) 及び予算 (案) を作成する。

### 【橋梁点検及び橋梁診断マニュアルの改訂】

活動3-1 既存の橋梁維持管理マニュアルをレビューし、課題を整理する。

活動3-2 橋梁点検マニュアル及び橋梁診断マニュアルの改訂 (案) を作成する。

活動3-3 橋梁点検マニュアル及び橋梁診断マニュアルを関係部局に配布する。

活動3-4 RDA 本部及び地方事務所職員に対し、橋梁点検及び橋梁診断マニュアルの説明を行う。

### 【橋梁マネジメントシステム (BMS) の構築】

活動4-1 既存のデータベースをレビューし、分析する。

活動4-2 BMS のスペックに関する議論をした上で、橋梁マネジメントシステムを整備する。

活動4-3 必要なデータを BMS に入力する。

### 【職員の技術的な基礎知識の深化】

活動5-1 RDA 本部及び地方事務所 (モデル州) の職員に対し、理論セミナーを実施する。

活動5-2 RDA 本部及び地方事務所 (モデル州) の職員に対し、実地セミナーを実施する。

活動5-3 橋梁点検及び橋梁診断に関する OJT を実施する。

活動5-4 全国の人材育成計画を作成する。

※BAU : 橋梁アセスメントユニット (Bridge Assessment Unit)

## (6) 対象地域

全国 (モデル州は、プロジェクト開始後決定)

- (7) カウンターパート  
RDA (以下、C/P)

### 3. 業務の目的

「スリランカ国 橋梁維持管理能力向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4. 業務の範囲

本業務は、JICA が 2014 年 9 月 30 日にスリランカ政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「橋梁維持管理能力向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。

JICA は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (2) プロジェクト実施体制

##### 1) 長期専門家(橋梁維持管理政策アドバイザー)との共同体制

本プロジェクトでは、本業務によるコンサルタントに加え、国土交通省からの推薦に基づく長期専門家(橋梁維持管理政策アドバイザー)を 2015 年春から 2017 年春にかけて 1 名派遣する予定である。長期専門家は、短期滞在では策定することが難しい橋梁維持管理政策に関する成果 1 を主に担当することを予定している。コンサルタントは本業務の実施にあたって、長期専門家と十分な情報共有を行い、良好な共同体制を構築することとする。長期専門家の派遣はコンサルタントの派遣よりも遅くなる見込みであることから、成果 1 に関する事前の情報収集はコンサルタントが行うものとする。

また、本プロジェクトの成果 2 から成果 5 については、長期専門家との情報交換を行いながら、コンサルタントの責任において実施することとする。

##### 2) 橋梁アセスメントユニットの設置

プロジェクトの円滑な実施に向け、技術力をもったエンジニアが配置される橋梁

アセスメントユニット(BAU)が、橋梁維持管理業務を統括する組織として RDA 計画部の下で設立されることが、2013 年に決定されている。BAU に配属されるエンジニアは選定済みであり、コンサルタントの業務日程見込みがたったところで、人事発令され、プロジェクトに従事する予定である。(本部から 6 名、9 つある州から各 1 名の計 15 名) BAU は、技術担当や工事担当の部署とも調整をとりながら橋梁維持管理の政策的な中核として、業務を遂行する。プロジェクト終了後も、橋梁維持管理を担当するユニットとして、プロジェクトの成果を持続させるだけでなく、波及効果が高めることが期待される。また、各州から派遣されたエンジニアはそれぞれの州にて、プロジェクトで修得した知見・技術を定着させることも目的としている。

### (3) C/P のオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となるマニュアルや研修教材等を作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何に C/P の能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、スリランカ国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要とする能力を向上させ、C/P 自ら本プロジェクトの成果を活用できるように、十分意識・工夫するものとする。特に各種マニュアル、システムの作成等にあたっては、JCC(合同調整委員会: Joint Coordinating Committee) のメンバーも交えたワークショップ等を開催し、合意形成プロセスを確保することとする。

### (4) モデル州の位置づけ

本プロジェクトでは、橋梁の立地条件にかかる自然条件・地域的な特色等を考慮し、3 つの州をモデル州として定めて技術移転を行う。モデル州は、山岳地域、沿岸地域、都市地域の 3 つの異なる特色をもつ地域を想定している。プロジェクト開始後 C/P との協議の上、JCC にてこれらのモデル州を決定する必要があるが、対象州の橋梁の維持管理状況を考慮し、モデル州としてふさわしい、一定程度の橋梁維持管理能力を有しているかを確認する必要がある。

### (5) 地方事務所への技術移転

詳細計画策定調査では、橋梁の点検・維持管理における地方事務所の役割や能力不足が認められた。本プロジェクトで定める 3 つの州をモデル州に技術移転を行い、他の州はプロジェクト終了後に C/P 自身により技術が水平展開される計画である。その具体的な方法についても、プロジェクトの中で計画することとする。

### (6) 予防保全型維持管理の理解の促進

橋梁の維持管理においては、大規模な補修や架替が必要になる前に、適切に維持管理することで橋梁の長寿命化や維持管理にかかるコストの最適化が可能となる。このような予防保全型の維持管理には、計画的な橋梁点検が重要であり、その結果を踏まえ、損傷が軽度のうちに補修を実施することが肝要となる。

2012 年には、橋梁 37 橋の架替にかかる円借款が供与され、間もなく着工予定であることも踏まえ、本プロジェクトとの相乗効果が発揮されるよう、予防保全型維持管理の重要性を C/P が十分理解するように強く指導することとする。

#### (7) 供与機材

本プロジェクトでは、点検が困難である高橋脚の橋梁を点検するために橋梁点検車を調達する予定であり、スリランカにおける利用方法を勧告し、適切な仕様を決定する必要がある。

#### (8) 橋梁マネジメントシステムの活用

途上国全般について、外国ドナーにより舗装や橋梁のデータベースが整備されたものの使用されていない状況が散見されている。本プロジェクトでは、点検・補修記録の着実な蓄積に基づく橋梁マネジメントシステムを使用した橋梁の現状分析や重点施策の検討を行う等、システムの目的および役割を明確にして使用意欲を高めるよう指導する。また、システムを簡易な仕様として現地職員の能力に適したレベルの機能を提案する等、C/P がシステムを持続的に使用する仕組みを検討する。

#### (9) 点検時の安全対策

OJT や実地セミナーについては、安全を最優先に実施することとする。橋梁点検は高所作業であり、また橋梁点検車の利用時は交通規制が発生するため、点検を実施する C/P 自身に加え、通行する車・歩行者に対しても安全に十分留意する。安全に配慮した点検を通して、C/P の安全意識が醸成されるよう指導する。

#### (10) 広報活動の企画・実施

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果がスリランカ国及び我が国の国民各層に正しく理解され、また事業成果の向上が図られるよう、先方実施機関とともに効果的な広報に努めること。なお、下記の広報活動の方針は JICA の想定であり、コンサルタントは広範な地域への展開も考慮する等、適切な広報計画をプロポーザルにて提案することとする。また、広報活動に要する費用（必要に応じて、再委託費用含む）については、概算 5 百万円とし本見積りに含めるものとする。

##### 1) 当該案件の広報上の特徴

##### ①相手国にとっての特筆事項

・橋梁を含む道路の信頼性の向上とそれに伴う経済成長促進

##### ②日本にとっての特筆事項

・我が国の橋梁維持管理技術の P R

##### 2) 広報計画

①プロジェクト C/P の本邦研修・招聘時の我が国関係者（関係省庁、民間企業等）との面談並びに技術紹介機会の提供（各年 1 回）

②スリランカ国内でのワークショップ開催（関係省庁、関連プロジェクト関係者を対象としたプロジェクト活動及び日本の橋梁維持管理技術紹介）（各年 1 回）

## 6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない。）

(1) Monitoring Sheet Ver.1 (案) の作成・協議

本プロジェクトにかかる詳細計画策定等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、長期専門家の指導分野も含むプロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、長期専門家およびJICAの意見を反映して Monitoring Sheet Ver.1 (案) (英文)に取りまとめる。

同 Monitoring Sheet Ver.1 (案) を基に、スリランカ側関係者と協議、意見交換し、その結果を踏まえ必要に応じ修正した上で Monitoring sheet Ver.1 として取りまとめ、合意すること。

## (2) PDM (Project Design Matrix) の指標の設定

R/D に添付の PDM に記載されている上位目標、プロジェクト目標、成果の指標につき、本プロジェクト開始 3 ヶ月を目途に既存の資料、データのレビュー及び WG メンバーと協議を行う。なお、指標の目標値、基準値が未設定の項目の具体的な数値の設定、必要に応じた項目の追加、変更等については、事前に JICA と協議を行い合意を得た上で、スリランカ側と協議を行うこと。

## (3) C/P 組織体制の再構築

### 1) 現状と課題の確認

橋梁維持管理を行う C/P の組織体制および点検から診断・補修までの業務手順について、C/P と協議を通して各組織の責任・役割を明確にした上で、問題点を抽出・分析する。

### 2) 橋梁維持管理手順 (案) 等の作成支援

上記の結果を踏まえ、橋梁維持管理手順 (案)、橋梁維持管理体制に必要な人員画計画 (案) 及び予算 (案) の作成を支援する。

## (4) 橋梁点検マニュアル (案) および橋梁診断マニュアル (案) の作成

### 1) 橋梁維持管理マニュアルのレビュー

既存の橋梁維持管理マニュアルについて、実際の業務の中での活用状況を踏まえ、C/P と協議の上、問題点を抽出・分析する。

### 2) 橋梁点検マニュアル (案) および橋梁診断マニュアル (案) の作成

上記の結果を踏まえ、橋梁点検マニュアルおよび橋梁診断マニュアルの素案を C/P と協議の上、作成する。橋梁診断マニュアルには、損傷に合わせた補修工法の事例を合わせて記載することとし、診断から補修までの橋梁維持管理の手順を網羅できるようにする。

## (5) 橋梁マネジメントシステムの構築

### 1) 現状と課題の確認

既存のデータベースについて、現行データベース活用状況を踏まえ、問題点を抽出・分析する。

### 2) 橋梁マネジメントシステムの構築

上記の結果を踏まえ、C/P と協議の上、現地職員の能力に適したレベルの機能を提案するなどシステムが持続的に使用する仕組みを考慮し、橋梁マネジメントシステムを構築する。システムの内容は、C/P と協議の上決定されるが、橋梁諸元情報の管理 (諸元・位置情報など)、点検結果・診断結果・補修履歴の管理 (記録、写真など)、予算化機能 (補修費の算出) を着実に実施で

きるシステムを想定している。

3) 橋梁マネジメントシステムへのデータ入力支援

上記で構築した橋梁マネジメントシステムへのデータ入力について、C/P自身で入力できるように、入力作業を支援する。

4) 橋梁マネジメントシステムの操作マニュアル作成

C/P自身による操作、また水平展開の一助とするため、上記で構築した橋梁マネジメントシステムの操作マニュアルを作成する。

(6) 本プロジェクトの成果普及促進のための研修の実施

1) 理論セミナー・実地セミナーの実施

2) スリランカにおける橋梁維持管理業務にかかる理論セミナーおよび実地セミナーを行う。理論セミナーは、橋梁維持管理の重要性を認識させるとともに、実地セミナー・OJTに向けた橋梁点検の基礎知識を習得させることを目的とする。実地セミナーは、理論セミナーの成果を生かし、橋梁点検および橋梁診断の技術の習得を目的とする。研修対象はBAU職員ならびにモデル州の地方事務所職員とし、理論セミナー・実地セミナーでそれぞれ2回ずつ、1回あたり15名程度の研修生を想定している。また、セミナーの研修期間は、理論セミナーと実地セミナーを合わせて1週間程度を目安とする。OJTの実施

3) 本プロジェクト内で策定した橋梁点検マニュアル及び橋梁診断マニュアルや橋梁マネジメントシステムを活用した橋梁点検ならびに橋梁診断を、OJT研修として実施する。モデル州の地方事務所において実際に担当する橋梁での実務を通し、C/P自身による橋梁維持管理が実施可能となることを目指す。研修対象はBAUならびにモデル州の地方事務所とし、1回あたり15名程度のOJTを2回実施することを想定している。また、OJTの研修期間は、1週間程度を目安とする。人材育成計画の作成支援

今後C/Pによって、橋梁維持管理にかかる技術の水平展開が行われるように、人材育成計画の作成を支援する。策定にあたっては、上記マニュアルや橋梁マネジメントシステムの活用など、具体的な研修内容とともに、スケジュールについても検討する。

(7) 供与機材

本プロジェクトでは橋梁点検車1台の供与を想定しているところ、業務開始後、スリランカの橋梁維持管理状況を踏まえC/Pと協議の上、機材の仕様を作成し、業務開始後6ヶ月を目安にJICA本部に提出すること。また、この橋梁点検車は本プロジェクト内で活用する予定であり、橋梁点検マニュアルへの活用方法の記載や、実地セミナー・OJTでの活用を検討するものとする。

(8) 本邦研修の企画

C/Pの現状と意向を踏まえて、本契約に含めて本邦における研修計画を策定する。研修内容は、我が国における橋梁維持管理の理解促進を目的に5日程度の研修期間とする。研修対象者は15名程度(5名/年×3年)を想定する。なお、研修実施にあたっては研修行程計画表を改めて作成し、打合簿にてJICAの承認を得るものとする。なお、本邦研修は、「コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン(2014年4月)」にもとづき、「受入」及び「研修監理」は、

JICAが担当し、本業務では「研修実施」のみを担当する。  
会議・会合における飲食関連費用の計上は認めない。

## 7. 成果品等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、プロジェクト事業完了報告書（(2)の技術協力成果品を含む）とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、C/P及び関係機関との協議、国内会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
Monitoring Sheet Ver.1	案件着手時(3ヶ月以内)	和文：3部 英文：3部
Monitoring Sheet	6ヶ月に一度	和文：3部 英文：3部 ※提出毎
プロジェクト事業完了報告書 (技術協力成果品を含む)	2018年1月上旬	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等はホチキス止めとする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

#### ア) Monitoring Sheet Ver.1の作成

- ①コンサルタントは、JICAと派遣前の事前打合せを開催し、Monitoring Sheet I & II Ver.0を共有するとともに、Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）作成方針について確認し、その結果を踏まえ、Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）を作成する。
- ②案件開始時にコンサルタントはMonitoring Sheet I & II Ver.1（案）につき先方実施機関と協議し、R/D署名時に合意したPDM、POからの変更点の有無を確認する。
- ③先方実施機関との協議の結果、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、R/Dの変更を要するため、コンサルタントは、R/Dおよび添付のPDM、POの変更（案）およびその変更を反映したおよびその変更を反映したMonitoring Sheet I & II Ver.1（案）を作成する。プロジェクトレベルで修正可能な項目については必要に応じて修正し、Monitoring Sheet I & II Ver.1として合意する。
- ④R/D変更を要する場合は、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に、R/Dおよび添付のPDM、POの変更（案）、Monitoring Sheet I & II Ver.1（案）を提出する。R/D変更不要の場合は、Monitoring Sheet Summary, I, II

Ver.1 を業務主任者名で在外事務所に提出。

注1：プロジェクトの基本計画に関する事項【R/D 本文および PDM 記載項目：案件名称、協力期間、プロジェクトサイト、ターゲットグループ、相手国側実施機関、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動、投入、実施体制】の変更を要する場合は、R/D の変更を要するため、コンサルタントは、相手国実施機関との協議結果と共に Monitoring Sheet Ver.1 (案) を在外事務所に提出する。JICA はプロジェクトからの報告を受け、R/D 改訂を検討した上で在外事務所に対し署名を指示する。

注2：プロジェクトの基本計画の詳細に関するもの【P0 のスケジュール欄に記載の項目：活動スケジュール、投入スケジュール、相手国側 C/P 配置の詳細（人員交代等）】については、プロジェクトレベルで修正・合意可。（ただし、同変更に伴う契約変更等手続きについては別途の定めによる。）

- ⑤ JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II Ver.1 内容を確認し、コンサルタントにフィードバック内容を伝達。

#### イ) 定期 Monitoring Sheet の作成

- ① コンサルタントは先方実施機関と共同で Monitoring Sheet Summary, I, II を作成し、業務主任者名で在外事務所に提出。提出頻度は少なくとも6か月に一度とする。
- ② JICA は提出された Monitoring Sheet Summary, I, II の内容を確認し、在外事務所を通じてコンサルタントにフィードバック内容を伝達。

#### ウ) プロジェクト事業完了報告書記載項目 (案)

##### I. Basic Information of the Project

1. Country
2. Title of the Project
3. Duration of the Project (Planned and Actual)
4. Background (from Record of Discussions (R/D))
5. Overall Goal and Project Purpose (from Record of Discussions (R/D))
6. Implementing Agency

##### II. Results of the Project

1. Results of the Project
  - 1-1 Input by the Japanese side (Planned and Actual)
  - 1-2 Input by the Sri Lanka side (Planned and Actual)
  - 1-3 Activities (Planned and Actual)
2. Achievements of the Project
  - 2-1 Outputs and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
  - 2-2 Project Purpose and indicators  
(Target values and actual values achieved at completion)
3. History of PDM Modification
4. Others
  - 4-1 Results of Environmental and Social Considerations (if applicable)

4-2 Results of Considerations on Gender/Peace Building/Poverty Reduction  
(if applicable)

III. Results of Joint Review

1. Results of Review based on DAC Evaluation Criteria
2. Key Factors Affecting Implementation and Outcomes
3. Evaluation on the results of the Project Risk Management
4. Lessons Learnt

IV. For the Achievement of Overall Goals after the Project Completion

1. Prospects to achieve Overall Goal
2. Plan of Operation and Implementation Structure of the Sri Lanka side to achieve Overall Goal
3. Recommendations for the Sri Lanka side
4. Monitoring Plan from the end of the Project to Ex-post Evaluation

(If the Project will be continuously monitored by JICA after the completion of the Project, mention the plan of post-monitoring here.)

ANNEX 1: Results of the Project

(List of Dispatched Experts, List of Counterparts, List of Trainings, etc.)

ANNEX 2: List of Products (Report, Manuals, Handbooks, etc.) Produced by the Project

ANNEX 3: PDM (All versions of PDM)

ANNEX 4: R/D, M/M, Minutes of JCC (copy) (\*)

ANNEX 5: Monitoring Sheet (copy) (\*)

(Remarks: ANNEX 4 and 5 are internal reference only.)

Separate Volume: Copy of Products Produced by the Project

注) 業務の完了を確認するための成果品として位置付けられるため、特記仕様書及び業務計画書に記載される業務内容を網羅すること。

上記の Monitoring Sheet 並びにプロジェクト事業完了報告書の作成にあたっては、上記5.(2)に記載する長期専門家及び先方実施機関と協力して本プロジェクト全体について作成するものとするが、報告書の作成及び印刷はコンサルタントが行う。なお、成果品として JICA に提出する際には、各報告書のうち、その記述にコンサルタントが関与していない部分があれば、その旨を記載した補足説明資料(様式は任意)を添付すること。

(2) 技術協力成果品

コンサルタントが直接、もしくはC/Pを支援して作成する以下の資料を提出する。なお、プロジェクト途中段階の資料の提出にあたっては、資料の完成後に直近で提出する Monitoring Sheet に添付して提出する。また、技術協力成果品の最終版は、

成果品であるプロジェクト事業完了報告書の一部として提出することとし、一般公開されることを前提としたものとする。

- ア 橋梁点検マニュアル(案)
- イ 橋梁診断マニュアル(案)
- ウ 橋梁マネジメントシステム操作マニュアル

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

2015年1月中旬に事前準備を開始し、同年2月中旬から2017年10月中旬末まで現地での活動を行う。同年11月下旬までに「プロジェクト事業完了報告書」(案)を作成・提出し、2018年1月上旬までに「プロジェクト事業完了報告書」を作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途：約95.0M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門性を有する人員の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切な専門人員の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。また、JCCや合同評価が行われる際には、コンサルタントが現地に従事しておくものとする。

- ア 総括／橋梁維持管理計画 (2号)
- イ 橋梁点検 (3号)
- ウ 橋梁診断
- エ 橋梁補修計画
- オ システム／データベース
- カ 業務調整／橋梁維持管理計画 (補助)

#### 3. 対象国の便宜供与

貸与資料である RECORD OF DISCUSSIONS に添付された Annex1 PDM (Project Design Matrix) の Inputs 「The Sri Lanka Side」 を参照のこと。

#### 4. 配布資料／貸与資料

(1) 貸与資料

- ・ RECORD OF DISCUSSIONS ON THE PROJECT FOR CAPACITY DEVELOPMENT ON BRIDGE MANAGEMENT IN THE DEMOCRATIC SOCIALIST REPUBLIC OF SRI LANKA AGREED UPON BETWEEN MINISTRY OF HIGHWAYS, PORTS AND SHIPPING AND JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
  - ・ Monitoring Sheet I & II Ver. 0
  - ・ スリランカ国 橋梁維持管理能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査報告書 (案)
  - ・ スリランカ民主社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー (2012年10月)
- なお、貸与資料については社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ (03-5226-8144 担当：渡辺) まで問い合わせ願います。

(2) 配布資料

- ・ 対スリランカ民主社会主義共和国 国別援助方針

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/hoshin/pdfs/srilanka.pdf>  
・「スリランカ国 国道主要橋梁建設事業」(2012 年度、円借款)に係る関連資料  
<http://www.jica.go.jp/oda/project/SL-P108/index.html>

## 5. 業務用機材

### (1) 業務用機材の調達

コンサルタントが日常業務で使用するパソコンや複合機など以外で業務遂行上必要な機材があれば、プロポーザルで提案し、見積りに含めること。

### (2) 業務用機材の輸出管理

業務用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定の様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAスリランカ事務所、在スリランカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をJICAに提出する。

## 7. その他留意事項

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上